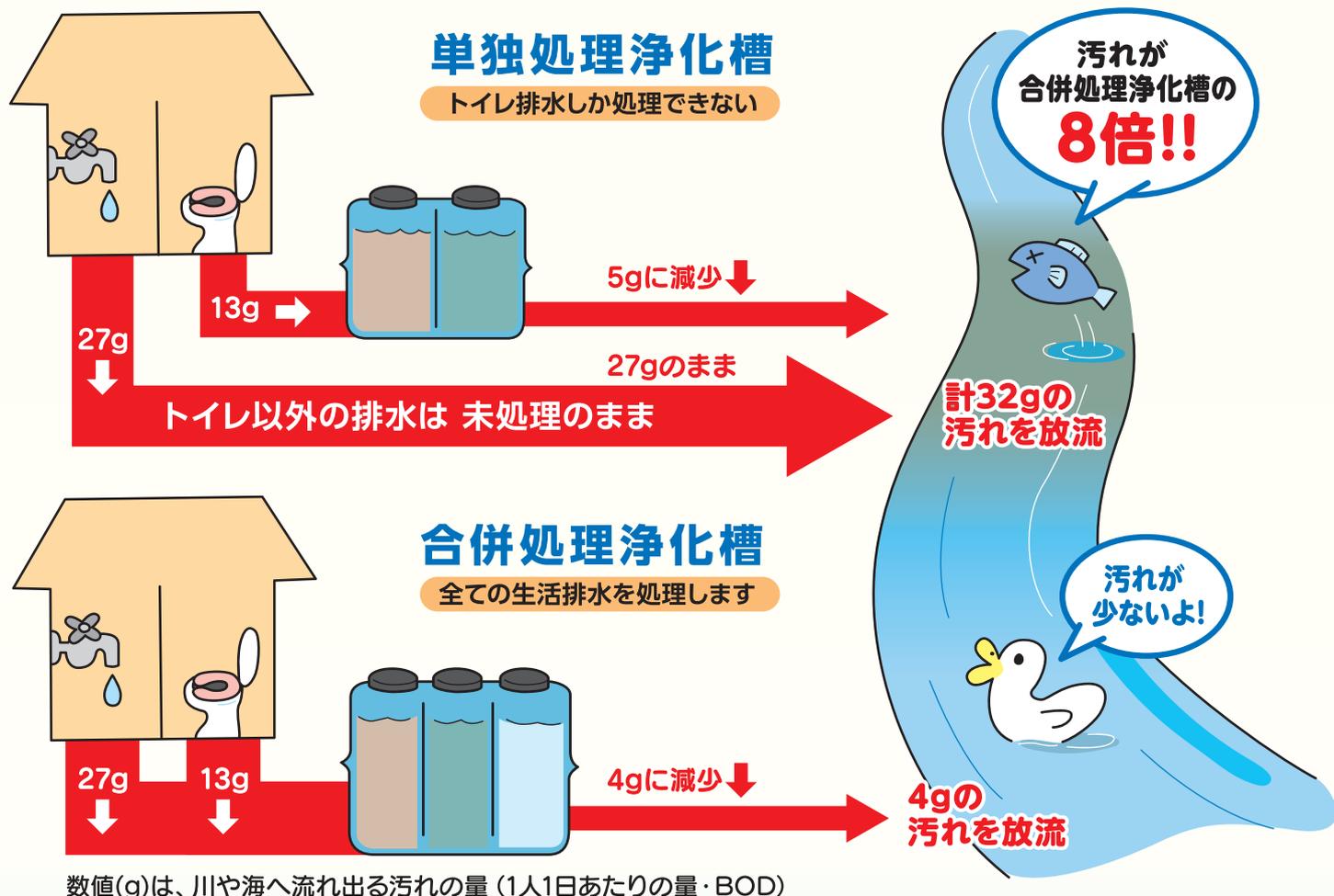


快適な水環境を守るために

水の汚れは、かつては工場排水が一番の原因でしたが、現在は、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水が一番の原因となっています。合併処理浄化槽は処理能力が優れ、生活雑排水の汚れを大幅に減少させます。3つの義務を守るなど適正管理に努めましょう！（単独処理浄化槽のご家庭は、合併処理浄化槽への設置替えを!!）



浄化槽を使用する人は気を付けましょう

- 大量の油、紙おむつ、衛生用品等を流さない、強力な洗剤を大量に流さない
- ブロワ（浄化槽に空気を送る機械）の電源を切らない

- 定期的な保守点検と清掃（年1回）を行い、その記録を3年間保存しなければなりません
 - （公社）愛媛県浄化槽協会が行う水質に関する定期検査（年1回）を受けなければなりません
- なお、これら浄化槽法の規定に違反すると罰則を受けることがあります

お問い合わせ先

市外局番「089」

松山市役所 環境指導課 松山市二番町4丁目7-2 TEL 948-6440（協議会事務局）
● 浄化槽法に関すること

（公社）愛媛県浄化槽協会 松山市辻町2-31 TEL 925-8168
● 法定検査に関すること

中予浄化槽管理協同組合 松山市南江戸2丁目4-13 TEL 923-5608
● 保守点検に関すること ● 保守点検、清掃一括契約に関すること

松山衛生事業協同組合 松山市南江戸3丁目2-27 TEL 911-5122
● 清掃料金に関すること ● 保守点検、清掃一括契約に関すること



浄化槽管理者(設置者等)の方へ

3つの義務を守りましょう!



法定検査

〈7条〉設置後の水質検査
〈11条〉定期検査(年1回)



保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など



清掃

たまった汚泥等のくみ取り
装置類の洗浄など

誤った使い方をしたり、維持管理を怠ったりすると、
汚水を処理できず、川や海の汚れや悪臭の原因になります。



(例)生活雑排水が未処理で流れている水路



(例)維持管理を怠った浄化槽の放流先水路